

令和7年度第26回中部地方整備局幹部と建専連・中部建専連幹部等との
意見交換会

日時：令和7年7月24日（水）15:00～16:30

場所：東京第一ホテル錦 2階「ブリランテ」

【共通テーマ】

【議題】

「『労務費の基準』の実効性ある活用について」

【趣旨】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎いたしております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の待遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進いただきたいと考えております。

【静岡県鉄筋業協同組合 要望】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」

が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎いたしております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。つきましては、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①仕事の繁閑に左右された価格競争から質の競争へという意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注工事において「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の処遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進していただきたいと考えております。

【中部地方整備局建設産業調整官 回答】

まず1つ目の「価格競争から質の競争へ」の意識改革というところでございますけれども、おっしゃるとおり建設業の技能労働者を中長期的に確保するためには、技能や厳しい労働環境に合った賃金引上げ等の処遇改善が必要だという認識でございます。一方で、入札制度は原則として価格競争、低く入れた者が勝つというような制度になってございますので、建設工事の請負契約において、労務費が先ほど申し上げましたように相場が分かりづらく、材料費の削減が容易であるとか技能労働者の処遇を考慮せずに安いお金で請け負う業者が競争で有利になるというような状況がございますので、こういったことで技能労働者の賃金にしわ寄せが受けやすいという建設業界の特徴に対しまして、改正建設業法におきましても、受注者・注文者双方に対しまして労務費の基準を著しく下回る労務費等による見積書の作成とか変更の依頼を禁止するとともに、受注者による総価での原価割れ契約を禁止する新たな規定が設けられ、本年度中の12月までに施行される予定となってございます。

中部地方整備局といたしましても、低価格競争から脱却していく一助となるように、建設Gメンなど各種法令遵守活動とか民間発注者向けの説明会などの機会を通じまして、適正な請負代金、適正な工期の設定などについてしっかりと周知徹底を図っていきたいと考えます。

えてございます。なお、個別企業が質を競争するためには、技能労働者の待遇を確保した上で、施工品質や生産性向上など企業努力も必要という意見もございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

【中部地方整備局建設産業調整官 回答】

②建設Gメン等の活動を通じて「労務費の基準」の監視・指導要望ということでございます。建設業法では、従来から総価としての請負代金につきまして、注文者が指し値発注などにより請負人と不当に低い請負代金で契約することが禁止されてございます。これに加えまして、先ほど説明しましたとおり、国が示します労務費の基準を著しく下回る見積りとか当該契約を著しく下回る労務費の変更依頼、契約の締結の禁止などが12月までに施行されることとなっております。これによりまして、受注者である建設業者が労務費の基準を著しく下回る労務費の見積りを行った場合には、この規定に違反することになりますので、指導や監督処分の対象になります。

一方で、受注者から見積書を受け取った注文者は、労務費の基準を著しく下回る額への変更が禁じられておりますので、その注文者が元請業者など建設業者である場合にも指導・監督処分の対象となります。さらに、違反した注文者が発注者の場合は、違反する契約を結んだ発注者に対しまして国土交通大臣等による勧告あるいは公表の対象にもなるということでございます。

いずれにいたしましても、これらの規定に係る実効性を確保するために昨年度から建設Gメンによる調査を実施しておりますので、今年度も駆け込みホットラインなどに寄せられました通報とか書面調査などを通じて把握した法令違反、疑義情報などを活用して、個々の請負契約におきまして価格や工期のダンピングが行われていないかなどの実地調査を行いまして、建設業者の改善指導等を通じて取引の適正化を図っていきたいと考えてございます。

【(一社)建設産業専門団体連合会会長 意見】

Gメンの方、今の質問で、確認が非常に難しいといいますか、品質をチェックしろということになると難しいと思うのですが、やはりこの業法改正はこれまでの総額一式、特に発注の方からすると、では、競争の原理はどこに残るのだということになろうかと。これ各整備局でも懇親会のときに必ずその質問が出るのですね。設計労務単価をベースにする、

経費は国の41%にする、何で競争するのだと。これは歩掛かりです。

これを品質という表現をしましたけれども、歩掛かりなのですね。生産性の高いところは低価格でできるということになるわけです。歩掛かりの低いところは高いコストになってしまいます。だから、固定するのは国が基準としている設計労務単価と経費ですので、我々は、これまでどおり現場の所長と、歩掛かり何キロ組めるか、何平米たたけるか、何平米できるか、何メーター施工できるか、ここで基準、歩掛かりを決めていくわけですね。それで契約が決まっていくということですので、生産性の高いところは安いコストでできると。

ただ、では、生産性がうちは高いですと言っても、CCUSがございますので、後で結果が出てくるのです。見えるのです。ですので、何年かこれ続けていくと、ここは生産性が高いから安くできますよというのも必ず見えてきます。これがアメリカのサービス・ベーコン法ですか、一定のそのエリアで支払われている賃金の平均値を下回ると駄目だということで、平均値が分からぬからある程度高いところでキープしていかないといけないというような法律がございます。

それと同じような形で、歩掛かりが出ていけば、何年か蓄積されていくと、ここの元請さんは安くてうちの下請は歩掛かりがいいのだと言っているけれども、人数的に合わないとか、賃金を確認しているはずですので、うちの職人の単価は例えば2万円でできます、でも、基準は2万5,000円です。これ2万円をよしとしてしまうとおかしくなってしまうので、設計労務単価で固定する。経費についても、競争の外に出さないと今までと一緒に外に出すと。そうすると歩掛かりしか残られないわけですね。

競争がやはり歩掛かり、腕のいい職人たちがいるところはそのコストでできる。そこを見ていただきたいのですが、非常に難しいと思いますので、今年から回られたときには、まず本当に人がいなくなるという現実をデータでちょっと示していただきたいと。現場の所長なんかには、日建連が言う1,000万にするとかいうのは到底なかなか下りていかないのですよ。現場所長の思考回路は、ミッション、自分が与えられたこの予算でやりくりするということにもう特化していますので、なかなか分かっても聞こえないふりをするという現状にあると思います。

マインドをどう変えていくかということで、まず第一に、我々も所長と膝を付き合わせて交渉はしていきます。ですけれども、調査に入られたときに、国もそういう方向で動いているのだというような、風といいますか気持ち、マインドを少しずつ変えていかないと、

あと二、三年でやめられる方はいいのですが、既に我々も始めているのですけれども、若い方々にはこれ相当響きますので、次の世代のためにやっている。おたくが現場所長になるときは相当大変だ、職人がおらんと外国人だらけになるのだぞという現実を見せてあげることが大事だと思います。

恐らく賢い所長は総価一式を前に出してきて、それが法律の違反になるのですかというようなことを言われる方も出てこようかと思います。ですけれども、そこはちょっと今回の法律では廉売行為を禁止する、競争外に労務費と経費を出すのだということをしっかりと訴えていただきたい、少しづつ現場の所長のマインドを変えていくというような方向でしていただきたいと思います。

大阪市なんかも、今日新聞に出ていましたけれども、賃上げした企業に経審のポイントを付与するようなことを始められております。各地でいろいろ始まっていますので、少しづつマインドを変えるような、非常に難しい調査になろうかと思いますけれども、ぜひともそこはお願ひ申し上げたいと思います。

【中部独自テーマ①】

【議題】

「(労務費の確保関連) 適正な建設機械損料の確保について」

【趣旨】

国土交通省では、建設業法を改正し、担い手確保・処遇改善のため著しく低い労務費の見積りの提出を禁止されました。当協会でも担い手確保のために適正な価格の収受に努めているところです。

業界の特徴として、移動式クレーンの維持費、管理費などの機械損料の比重が見積りの中で高い状況にあり、移動式クレーン車両そのものの実勢取引価格が高騰している現状では、当該機械損料も上昇しておりますが、発注者が参考にしている積算資料、建設物価の作業料金表では労務費を重視しているため、適正な機械損料を下回る可能性がございます。

つきましては、見積りを提出する際、適正な労務費とともに適正な機械損料を記載するよう御指導いただきますようお願ひいたします。また、建設Gメンによる監視にこの適正な機械損料等を重要課題としていただき、担い手確保、処遇改善、健全な業界の維持を図っていただくようお願ひいたします。

【(一社) 全国クレーン建設業協会愛知支部 要望】

「適正な建設機械損料の確保について」。国土交通省では、建設業法を改正し、担い手確保・処遇改善のため著しく低い労務費の見積りの提出を禁止されました。当協会でも担い手確保のために適正な価格の収受に努めているところです。

業界の特徴として、見積りは作業料金として内訳を明記せず提出する傾向にあります。移動式クレーンの維持費、管理費などの機械損料の比重が見積りの中で高い状況にあり、移動式クレーン車両そのものの実勢取引価格が高騰している現状では、当該機械損料も上昇しております。発注者が参考にしている積算資料、建設物価の作業料金では労務費を重視しているため、適正な機械損料を下回る可能性がございます。

今回の建設業法改正に伴い、見積りに適正な労務費を記載することになると承知しておりますが、適正な労務費を計上するためにも料金の内訳で比重の高い適正な機械損料を記載するよう御指導いただき、コストに見合う適正な価格で契約を行える環境を整えていただきますようお願いいたします。また、積算資料、建設物価につきましてもこれらを適切に反映するよう調査団体を御指導いただくようお願いいたします。

また、建設Gメンによる監視にこの機械損料等が適切に記載されているかを重要課題としていただき、担い手確保、処遇改善、健全な業界の維持を図っていただくようよろしくお願いいたします。

【中部地方整備局建設産業調整官 回答】

繰り返しになりますけれども、著しく低い労務費等による見積りや見積りの依頼自体が禁止されることになります。建設Gメンによる実地調査におきましては、建設工事の請負契約の締結状況などを広く把握した上で、不当な取引行為に対しては改善指導などを通じて適正化を図っていくことにしてございます。

建設業法が改正されたことによりまして、労務費、材料費等の交渉に係る新たなルールを踏まえまして、建設業者が注文者に提出した当初見積書と最終見積書における労務費、材料費等の見積り額やその算出の根拠、これは人工数、歩掛かり、こういったものにつきまして、算出した労務費、材料費等の見積額が不当な金額となっていないかについて確認を行うこととしてございます。加えまして、総価として請負代金が不当に低くなっているか、見積りから請負代金の決定に至るプロセスにおきまして、指し値発注など注文者が

事後の取引の地位を不当に利用していないか、ダンピング受注となっていないかについても確認することになってございます。

機械経費につきましては、労務費と同様に必要経費として認められるものであれば支払いの対象となりますので、適正な水準を積み上げる形で下請から元請へ適正価格の見積書を提出するなど、専門工事業者の皆様がしっかりと交渉していただくことも必要になるのではないかと考えてございます。

中部地方整備局といたしましても、改正建設業法で措置しました内容の実効性を確保するため、建設Gメンが建設業者から材料費等の見積りの内訳を書いた見積書の提出を受けて、注文者、元請・下請それぞれ調査を行いまして、必要に応じて指導・監督を行うなど健全な業界の維持発展を図ってまいりたいと思ってございます。

ただ、機械経費自体は材料費には含まれていないということで、法律の 20 条 2 項にある著しく低い労務費等による見積りの禁止の対象外となっているということでございますので、本日お伺いしました内容につきましては、本省の担当部署にお伝えいたしまして必要な措置を取れるようにアプローチしていきたいと思ってございます。

【(一社) 全国クレーン建設業協会愛知支部 要望】

今の御回答をいただきまして、ありがとうございます。ただ、このクレーン業界、今の建設物価本等に出ている公表単価が、例えば 25 トンを基準にいたしますと、今 25 トンと言いましたが、この世の中で 25 トンと 13 トン、そのぐらいの小さな中型機種までが全体の 70% ぐらいを占めております。これが今後この一番厳しいところの台数が減る、廃業していく、次に機械を買えないという現状を踏まえまして、その中で、どうしても物価本の単価が今中部ですと 25 トンが 5 万 4,000 円とか 5 万 6,000 円、喫緊では 5 万 8,000 円ぐらいに上がったかと思いますけれども、そういう数字が出ております。

また、そうしますと、設計労務単価で東京ですと今特殊運転手 3 万 500 円ということになると、それを引きましたあと残りが 2 万 5,000~6,000 円、そういった数字で、大体昔 2,500 万で十分買えた 25 トンの機械が今 4,500 万になろうとしております。ですから、そういう現状を踏まえて、バブルが崩壊した後ずっと価格交渉でダンピング競争の中で行われてきた結果の物価本とかの数字がいまだにずっと残ってきてしまっていますので、ここに来てきちっとした適正な損料と労務単価を確保していかなければ、今後この業界が新しい機械も買えない、そうすれば機械が古くなって次を買い換えることもできなければ廃

業するということで、担い手の確保について本当に非常に厳しい状況にあります。

それについて、参考資料ということでつけてございますが、その中で、先ほど申しました標準損料と標準設計労務単価、これ足すだけでも、今標準損料が前回の調査の結果では、まず 3,500 万の機械の代金で標準損料が 4 万 2,200 円ということで、これは公共工事等で積算資料としての標準損料ということで記載されております。それと設計労務単価を足しますと、7 万 5,000 円、8 万円という金額に、今 4,500 万円になろうとしている単価になれば損料も 5 万円以上になってくるという現状の中で、当然損料と労務単価だけでも 8 万円、9 万円という数字になるところが、この建設物価本の 5 万 6,000 円、5 万 8,000 円という数字が世の中の標準的な価格として参考にされてしまって、現場ではそれぐらいの金額が標準単価ということで競争の原資になってしまっていると。

ですから、そこでどうしてもウエートが大きい損料のほうをきちっといただくというところがこの業界で今後担い手確保をしていく上でも非常に重要ではないかということで考えていますので、その辺りをきちっと。ただ、これを見ますと、この協会自体がやはり損料と労務費を分けて出さなければ調査のしようがないということもございますので、ここはどうしても協会としてもそういった認識を世の中に定着させたい。そういったところで、損料と労務費、それからガソリン代、軽油代というのがありますけれども、その三本柱だけはきちっと確保できるかという、それとまたその料金というのは損料と労務費があるのだという認識をこの世の中に定着させていただかないとこの業界としての将来はないのかなと思っております。

そういった今までですと一式幾ら、1 台幾らということでこれだけの価格競争で低下してしまった価格を、これから適正な労務費をきちっと確保するためにも、やはり損料の認識をきちっと持っていたけないと今後のこの業界の先はないと思いますので、よろしくお願いいいたします。

【議長】

私も今、鉄筋屋ですが、機械の話になると、加工機の件もそうなのですね。加工機は機能も当然上がっているのですが、下手したら桁が上がっているような状態です。そういった面が表には出てきていないのが現状なものですから、その辺を踏まえて、その辺もやはり単価に反映されればいいのですけれども、現実はそれを全部我々込みでやって、そこも負担になっているということだけは理解していただければいいのかなと思っています。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

多分整備局の方も非常に難しいと思うのですが、2つあったと思うのですけれども、1つは、物価本の問題というのは、物価調査会が今回の業法改正で基準を見直そうというような動きもありますので、そちらはそういう声もあったということを本省を通じて調査会のほうにでもお伝え願えればというのが1つと、あともう1つは、業界としての見積りの仕方を材・工グロスで来たものが限界に来たので、業法改正に向いてきて材と工と分けましょうという方向で今来ているわけですね。それはもう業界としてもそういう方向で行かれるということだと思うのですけれども、その中で、12月施行ですから、施行してもなじむまでに多少時間がかかると。

ですので、これは参考に、公正取引委員会が6年3月13日に「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」ということでQ&Aを出しています。このQ&Aの中で、これ非常に我々業界もこうやって努力しないと、物の価格の上がりが分かりやすいので、こういうものを持っていって現場に御説明して、価格を正当な理由がなく書面またはメールで返答することもなく据え置く行為は、優越的地位の濫用に当たる可能性があるということを明確に書いています。

これは公取のホームページにも出ていますし、これら辺のところを我々もやはり武器として現場の所長へのメールなり何か交渉に、テーブルに着かないこと自身は既に違反になっていますので、テーブルに着く、また、元請側から、材料が高騰しているのだろう、お金は大丈夫なのかということをこちらから言わなくても向こうから促さないと、これも公取からすると違法行為に当たるということも言われていますので、この価格転嫁のQ&A、必要でしたら後ほどお渡ししますので、これを武器にメール、書面で回答しないと、これはやはり優越的地位の濫用に値するというのは、業界のこれまでの中身を見て恐らくそういうQ&Aを出されたと思いますので、我々もこのような、中企庁の下請法なんかも改正されましたし、業界の中には建設業といえども中企庁の下請法が対象になる方もおられます。

あともう1つ気をつけなければいけないのは、我々も下請に対しては発注者の立場であるということですので、同じことが言えるということは我々も理解しておかないといけないと思います。

【中部独自テーマ②】

【議題】

「熱中症対策について」

【趣旨】

地球温暖化の影響により、日本では真夏日や酷暑日の増加が顕著となり、特に建設業界では熱中症リスクが深刻な問題となっています。データによれば、建設業における熱中症による死傷者数は全産業の約 21%を占め、死者数では 42%と非常に高い割合を示しています。屋外での作業や高い運動量が求められる職場環境がこのリスクをさらに高めていると考えられます。

こうした状況を受け、2025 年 6 月 1 日から熱中症対策が罰則つきで義務化されました。企業には報告体制の整備や対策手順の作成・周知が求められ、社員の安全と健康を守るために具体的な施策が必須となっています。また、気温上昇による労働生産性の低下も深刻な課題です。特に気温が 33~34 度に達すると生産性が半分程度に低下するというデータもあり、適切な対応が急務です。

現場での具体的な対策としては、水分補給や休憩時間の増加が挙げられます。しかし、これらの対策は労働時間の短縮を伴う可能性があり、8 時間労働から 6 時間労働への移行も検討すべきです。労働時間を短縮しつつ休憩を小まめに取る方法や労働時間を維持しながら休憩時間を長くする方法などが考えられますが、どちらの場合も財源確保が課題となります。現在の積算では真夏日補正が設けられていますが、これは主に現場管理費や工期に対する補正であり、技能労働者個々の作業に対する補正是十分ではありません。適正な生産性を確保するためには、さらなる制度改革が必要です。

酷暑日の増加は新規入職者の減少にも影響を及ぼしています。これを改善するためには「新 3 K (給与がよく・休暇が多い・希望がある)」を掲げた働きやすい環境づくりを進めることが重要です。官民一体となって技能労働者の安全と健康を守りつつ、建設業界全体の魅力を向上させる取組が求められています。

今後さらに厳しくなる作業環境を見据え、夏季補正として労働時間の短縮 (8 時間→6 時間) や施工歩掛かり 25%アップといった具体的な対策の検討をお願いいたします。建設業界全体の発展と労働者の安全確保のために、抜本的な改革が求められる時期に来ていると考えます。

【(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会中部支部 要望】

地球温暖化の影響により、日本では真夏日や酷暑日の増加が顕著となり、特に建設業界では熱中症リスクが深刻な問題となっております。あるデータによれば、建設業における熱中症による死傷者数は全産業の約 21%を占め、死者数では 42%と非常に高い割合を示しております。屋外での作業や高い運動量が求められる職場環境がこのリスクをさらに高めていると考えられております。

こうした状況を受け、2025 年 6 月 1 日から熱中症対策が罰則つきで義務化されました。企業には報告体制の整備や対策手順の作成・周知が求められ、社員の安全と健康を守るための具体的な施策が必須となっております。また、気温上昇による労働生産性の低下も深刻な課題であります。特に気温が 33~34 度に達すると生産性が約半分に低下するというデータもあり、適切な対応が急務となっております。

このような件に関しましては、先ほど管理官からお示しいただいた資料の中にもあります、平成 31 年から現場管理費の補正ということで、国土交通省様には御理解いただきながら経費の補正をしていただいております。これは真夏日に対する補正ということで伺っております。さらに、先ほど私お伺いさせていただきました現場環境改善費、これに関しましても対応していただいていることは誠に感謝することありますし、歓迎しております。

そういうことも含めまして、現場での具体的な対策としましては、水分補給や休憩時間の増加を挙げております。しかし、これらの対策は労働時間の短縮を伴うものであり、8 時間労働から 6 時間労働への移行も検討するべき環境となっております。労働時間を短縮しつつ休憩を小まめに取る方法や労働時間を維持しながら休憩時間を長くする方法など、いろいろ考えられますが、どちらの場合も財源確保が課題となります。

現在の積算では、先ほど申し上げましたように真夏日補正が設けられておりますが、また、現場環境改善費、これらに関しましては現場管理費や工期に対する補正であり、技能労働者個々の作業に対する補正はまだまだ十分とは言えません。適正な生産性を確保するためにはさらなる制度改革が必要と考えております。せっかく早い手ということでこういうことを考えていただいて経費補正をしていただいておりますので、我々働く環境に対しても改善をしていただきたいと考えます。

酷暑日の増加は新規入職者の減少にも大きな影響を及ぼしています。これらを改善する

ためには「新3K（給与がよく・休暇が多い・希望がある）」を掲げた働きやすい環境づくりを進めることが重要であります。官民一体となって技能労働者の安全と健康を守りつつ、建設業界全体の魅力を向上させるための取組が求められていると考えております。

今後さらに厳しくなる作業環境を見据え、夏季補正として労働時間の短縮（8時間→6時間）、これに関する施工歩掛かりの25%アップというような具体的な対策の検討をお願いしたいと思います。建設業界全体の発展と労働者の安全確保のために、抜本的な改革が求められる時代に来ていると考えておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

【中部地方整備局建設産業調整官 回答】

先に建設部のほうから回答を差し上げます。建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づきまして、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成29年6月に建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画が策定されてございます。その後、建設工事従事者に係る状況変化や基本計画に基づく施策の推進成果などを踏まえまして、令和5年6月に熱中症や騒音に対する健康確保対策の強化に関する記載などが追加された基本計画の変更が行われてございます。

また、適正な工期の設定や見積りに当たりまして、発注者及び受注者が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事の適正な工期を確保するための基準である工期に関する基準が令和2年7月に策定されまして、昨年令和6年3月に改定されてございます。この工期に関する基準には、工期全般にわたって考慮すべき事項として自然要因が挙げられてございますけれども、その自然要因の中に、降雨日、降雪日に加えまして暑さ指数が31以上の場合を猛暑日として不稼働等を考慮すべきとするという新たな基準も設けられてございます。

中部地方整備局といたしましても、厚生労働省など関係機関や業界団体等とも連携しまして、建設工事従事者の安全及び健康の確保が図られるように基本計画に記載された施策を進めていくとともに、様々な機会を通じまして、元請・下請事業者、民間発注者などの関係者に対し、猛暑日、降雨日、降雪日あるいは河川の出水期における作業の制限とか寒冷多雪地域における冬季休止期間などの不稼働日など工期に関する基準を踏まえた適正な工期設定の必要性について引き続き周知・協力依頼を行っていきたいと考えてございます。

【中部地方整備局企画部技術調整管理官 回答】

熱中症対策につきまして、先ほど私から説明させていただいたとおり、工期の延期とか追加、増額分はお話ししたとおりでございます。先ほど資料で説明した中身は、どちらかというと熱中症のリスクの高い時間帯も仕事をするという前提でお話をさせていただきました。今御提案いただきましたように、そもそも夏場の労働時間を8時間から少し減らすという取組とか、場合によっては熱中症のリスクの高い期間は作業しないというようないろいろな形が多分あろうかと思います。発注者としても何ができるかといったところも皆さんのお意見を聞きながら、なおかつ本省にも相談しながらいろいろな方法を探っていければと考えております。

【(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会中部支部 要望】

先ほど来の工期に関して返答させていただきますと、真夏日、猛暑日を含めた工期を延長して働きやすくしていただけるということですが、まだまだ専門工事の中では日給月給の雇用形態の会社様が多くて、その場合は休工を延ばす。先ほどから話も出ていますが、歩掛かりの話になると、仕事の能率が上がらないと出来高が上がらない。受注されるゼネコン様に関しましては、工期を延ばしてもらえばその間経費も増えて仕事になるのかもしれません、我々専門工事はまだまだ日給の社員も多く存在しますので、大きく延ばしていただいたとしても実入りが減ることにつながります。

ですから、先ほど私がお願いしたように、夏季に関しての、どこからが夏季かという問題は多くあるのかもしれません、歩掛かりの改定をお願いしたいと。ある道路会社様の仕事もしてはおるので、最近では1時間ごとの休憩を取りなさい、それを書面で提出しなさいという指示が来るということを現場のほうがやっております。そうすると、半強制的に1時間ごとに休憩するということは、当然8時間の歩掛かりの中ではできなくなつてきておりますので、この辺の、先ほど岩田会長がおっしゃったようなマインドといいますか風といいますか、まずはその雰囲気づくりからお手伝い願えると我々も助かるかなと思っております。よろしく御検討をお願いいたします。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

先ほどの標準労務費の話ですけれども、設計労務単価を技能者に流すという、これがいつできるかということですけれども、これまで申し上げてきたとおり、もらったら払いましょうねと。もらえなければこれは当然払えないですから、もらったら払いましょうねの

ベースにあるのは月給です。完全月給制です。その視点の先には扱い手確保なのです。これから若い子が日給月給しか払えないからねと言って来るわけがないのです。この業法改正の基本は月給にして、他産業並みの休日を取れるということがベースですので、それをやっていない企業はある意味廉売行為に当たると取られても仕方ないわけです。それがベースは設計労務単価なのです。

だから、今からするとかなり上がると思います。上がった暁にはやはり月給にしないといけない。その上で、では、全てを月給に、今まで施工している人間を下請も決めてできるかというと、それは経営が仕事が暇なときパンクしてしまう。だから、どの程度まで雇用して、どの程度まで請負させるのかという雇用と請負を明確にするのが今回の業法改正の趣旨ですから、月給の議論は、今の現状から言うとそうですけれども、将来設計労務単価がもらえた暁には全て月給に変えないといけないということをまず1つベースに置いていただきたいと思います。

それともう1個、休みの取り方で、どこかのエリアでも言っていましたけれども、サマータイムの導入とか言われている例があったのです。これは個人的にというよりも、働き手から見ると、暑い盛りだから6時からやって、暑いときは休憩して8時まで仕事しましょうか、こういう業界に人が来るかということなのです。全部扱い手確保なので、拘束時間が建設業は異様に長いですから、サマータイムを取ればそれ以上に延ばすことになると。

なので、そこは交代制にするか、一案として、日本型枠さんなんかも4月末から、エリア、時期は別としても暑い盛りは休もうよと。建設業、夏場は休み、サマーバカンスが取れる業界というようなキャッチでもいいですし、他産業より遅れを取っている業界ですから、何かもう一步踏み込んで、本当の働き方改革として、そうしたら日数が減るではないかと。

これに関しては、年間変形労働時間制というのがありますと、これは厚労省にも大分アプローチを今からかけていきますけれども、例えばゴールデンウィーク、これは地域によって休み方、働き方は違うと思いますけれども、ベースがフレックスとして聞いていただければと思うのですが、例えば夏休んだらゴールデンウィークは休む必要がないのではないかと。あんな渋滞しているときに、どこへ行っても金がかかるようなところを、大渋滞の中誰が行きたいのだというのが本音の職人も、そういう方がおられる。だったら夏、子供と休みを合わせて一緒に過ごそうというようなことも考えていいけると思うのです。

そこで各整備局にお願いしているのですけれども、これどこかが試行的にやってみないと、始めないと。で、これは民間工事に至るまでには、やはり国、地方自治体という流れで

先導していただきたいなと思いますので、この部分に関しては、ぜひ中部地方整備局で御検討の上、どこかで取り組んでいただければなと思います。これは回答してくださいという意味ではなく、お願いとして受けとめていただければと思います。これは一案です。

【(一社) 東海建設躯体工業会 質問】

要は、熱中症に関してですけれども、大手ゼネコンは空調服を着ていないと現場に入れないと、いわゆる熱中症の時計、カナリアを着けていないと入れないと、そういう経費をどうするのだというのは、もうやりとりは一緒ですけれども、これ本当に結構お金がかかるのですよ。

だから、そういう意味で、大手ゼネコンからそういう感じで動いている話が、私も現場をパトロールするときはファンが4つもついた空調服を着けて現場をパトロールしていますけれども、これ全然違うのですね。だから、やはり我々も、今岩田会長が言われたように、夏休みを休めるような状況になるのはいつになるか分からぬのなら、それに対応してやっていくことは、我々に対してまた経費を出していただけるような動きをしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

【中部地方整備局企画部技術調整管理官 回答】

今いただいた空調服とかというのは、先ほど私、資料で話したように、必要なところはお金も計上できるようになっていますので、協議いただければ、かかった分はしっかりと払えるかと思います。